

神奈川県における公共型未病センターへの 企業等による健康支援プログラム登録・運営要綱

神奈川県(以下「県」という。)では、超高齢社会が進行する中、健康寿命を延ばし、高齢になっても誰もが健康に暮らし、長生きして誰もが幸せだったという社会を実現することをめざし、生活習慣の改善(「食」、「運動」、「社会参加」)による「未病を改善する」取組を推進するため、未病センターの設置を進めている。

このような状況のもと、県、市町村、企業等が連携して、公共型未病センター(県機関及び市町村が設置するセンター)の活用促進を図るとともに、県民自身の健康寿命延伸に向けた取組への企業等の社会貢献による支援を促進するため、この要綱を制定する。

(目的)

第1条 この要綱は、県における公共型未病センターへの企業等による健康支援プログラム(以下「プログラム」という。)の登録・運営に関し、必要な事項等を定めることにより、その活用を図り、県民自身の健康寿命延伸に向けた取組を促進・支援することを目的とする。

(企業等による健康支援プログラム)

第2条 この要綱において「企業等による健康支援プログラム」とは、一般の成人の食・運動・社会参加の取組を促進・支援するプログラムをいい、次の各号に掲げる内容の一つ以上を有するものとする。

- (1) 未病改善講座等の提供
- (2) 未病改善ツールの提供
- (3) 未病改善機会の提供・設定支援
- (4) 未病改善を支援する相談・助言
- (5) その他

(登録)

第3条 県知事(以下「知事」という。)は、プログラムを提供しようとする者の申請に基づき、当該プログラムが次条に定める基準に適合する旨の登録を行うこととする。

2 前項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、提供しようとするプログラムごとに次の各号に掲げる事項を記載した申請書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称、代表者の氏名及び所在地
- (2) プログラムの名称
- (3) プログラムの通称名(通称名を併用する場合に限る)
- (4) プログラムの概要

(登録の基準)

第4条 登録の基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 申請者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。
 - ア 法人格を有すること。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されていないこと。
 - ウ 県から県指名停止等措置要領(以下、「県要領」という。)により、競争入札の参加に関して指名停止を受けていないこと。
 - エ 県要領に定める措置要件に該当し、同要領に定める指名停止の期間内でないこと。
 - オ その他プログラムの運営を行う者にふさわしいと知事が認める企業等であること。
 - (2) 「未病センターの活動の基本原則」に則したもの(必要に応じて、年代・性別等の対象設定は可)
 - (3) 食・運動に関するプログラムは、健康増進に資する、一定程度のエビデンスがあるもの。
 - (4) 全ての公共型未病センターでの提供が可能なもの(企業等の特定の店舗等での実施を前提とするものは対象外)
 - (5) 1年間に複数回提供可能なもの
 - (6) 無償または低額で提供可能なもの
- (審査会)

第5条 知事は、登録の適否について審査するため、審査会を設置する。審査会の構成員及びその運営に関して必要な事項は別に定める。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、当該登録が行われた日から起算して1年を経過した日以後における最初の3月31日が経過するまでの期間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに書面による別段の意思表示がない場合は、本登録は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(登録通知書等の交付)

第7条 知事は、第3条第1項に基づく登録を行ったときは、登録を受けたプログラム(以下、「登録プログラム」という。)の申請者に対し、登録通知書(第2号様式)を交付するものとする。

(登録プログラムの実施)

第8条 知事は、公共型未病センターを設置する県機関及び市町村からの登録プログラム実施の希望の把握、必要に応じ実施日程等の調整等、登録プログラムの提供者(以下、「プログラム提供者」という。)との仲介を図り、県機関及び市町村は、適切な実施場所の提供及び参加者の募集・決定等を行うものとし、その詳細については別に定める。

(変更の届出等)

第9条 プログラム提供者は、第3条第2項第2号から第4号に掲げる事項に掲げる書類に記載した事項の変更(軽微なものを除く。)を行おうとするときは当該変更を行おうとする日の前日までに、同条第2項第1号に掲げる事項の変更(軽微なものを除く。)を行ったときはそれぞれ2月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した変更届出書(第3号様式)その他変更内容を明らかにする書類を知事に提出しなければならない。

(1) プログラム提供者の名称、代表者の氏名及び所在地

(2) 変更の内容、時期及び理由

2 知事は、前項の変更届出書が提出された場合にあつては、必要に応じ登録通知書の書換えを行うものとする。

(廃止の届出等)

第10条 プログラム提供者は、登録を廃止しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した廃止届出書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(1) プログラム提供者の名称、代表者の氏名及び所在地

(2) 廃止の時期

(報告及び調査)

第 11 条 知事は、必要があると認めるときは、申請者若しくはプログラム提供者に対し、資料の提出を求め、又は申請者若しくはプログラム提供者の承諾を得て調査を行うことができる。

(登録の取消し)

第 12 条 知事は、プログラム提供者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すものとする。

- (1) 登録の取消しを申請したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
- (3) 第 4 条に掲げる基準に適合しなくなったとき。

(登録プログラムの周知)

第 13 条 知事は、登録を行ったときは登録の日、登録プログラムの名称、内容について登録簿を作成し、ホームページで公開するものとする。

- 2 知事は、第 8 条第 1 項の規定により変更届出書が提出された場合にあっては、必要に応じ前項の登録簿を更新しなければならない。
- 3 知事は、前条の規定により登録を取り消したときは、第 1 項の登録簿から抹消しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月18日から施行する。